

令和2年9月吉日

保険薬局
管理薬剤師 各位

医療法人養和会 養和病院
院長 古瀬 清夫

「院外処方せんにおける疑義照会プロトコール」の運用について

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。平素より当院の処方せんを応需いただき、有難うございます。

さて、薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、重要な業務です。患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えています。一方で、形式的な疑義照会はそれ以上に多くあり、患者・薬局薬剤師・処方医師それぞれのご負担となっている場合もあるかと存じます。

当院では、薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会プロトコール」の運用を開始することといたしました。

本プロトコールを適正に運用開始するにあたり、疑義照会簡素化の趣旨や各項目の内容について別紙の「院外処方せんにおける疑義照会プロトコールについて」をご確認いただき、合意書を交わすことを必須条件としております。参画をご希望される場合には、「プロトコール合意書」を2部ご提出ください。1部は押印後に返却いたします。

養和病院ホームページからダウンロード可能です。

提出先

〒683-0841 米子市上後藤 3-5-1

医療法人養和会 養和病院 医事課

電話 0859-29-5351 (代表)

FAX 0859-30-0223

院外処方箋における疑義照会プロトコールについて

【処方変更に係わる原則】

- ・「含量規格変更不可」、「剤形変更不可」、「銘柄変更不可」、「外用剤処方量 変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

各種問い合わせ窓口

①処方内容（診療・調剤に関する疑義照会・質疑など）に関すること

外来窓口（受付時間：平日午前9時～午後5時、土曜日午前9時～午後5時）

電話：0859-29-5351（代表）

FAX：0859-30-0223（医事課）

②保険、会計に関すること

医事課（受付時間：平日午前9時～午後6時、土曜日午前9時～午後6時）

電話：0859-29-5351（代表）

FAX：0859-30-0223（医事課）

③プロトコールに関すること

薬剤課（受付時間：平日午前9時～午後6時）

電話：0859-29-5351（代表）

FAX：0859-30-0223（医事課）

院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。但し、医療用麻薬及び抗がん剤は対象外とする。

(1) 変更調剤

①成分名が同一の銘柄変更

「変更不可」の指示がある処方を除いて、薬剤師の判断と責任の下で、同一主成分が含有されている全ての銘柄間の変更調剤を可能とする。

例) 「グラクティブ錠 50mg」 ⇔ 「ジャヌビア錠 50mg」

例) 「ランソプラゾール OD 錠 15mg」 ⇔ 「タケプロン OD 錠 15mg」

②別規格、別剤形がある場合の変更

「変更不可」の指示がある処方を除いて、医薬品の安全性ならびに患者の利便性に限定して判断し、必要と認めたものに限り規格および剤形の変更を可能とする。剤形の変更については内用薬および貼付剤に限る。

例) 「ドグマチールカプセル 50mg」 ⇔ 「ドグマチール錠 50mg」

例) 「メマリー錠 20mg」 ⇔ 「メマリー OD 錠 20mg」

例) 「ミヤBM散」 ⇔ 「ミヤBM錠」

例) 「ジプレキサ錠 20mg 1回 (0.5)錠」 → 「ジプレキサ錠 10mg 1回 (1)錠」

例) 「リスパダール錠 1mg 1回 (2)錠」 → 「リスパダール錠 2mg 1回 (1)錠」

例) 「マイザー軟膏 0.05% (5g) 2本」 ⇔ 「マイザー軟膏 0.05% (10g) 1本」

例) 「ロキソニンパップ 100 mg」 ⇔ 「ロキソニンテープ 100 mg」

例) 「エンシュアリキッド (パニラ)」 ⇔ 「エンシュアリキッド (コーヒー)」

・軟膏⇔クリーム等の製剤変更は疑義対象

(2) 処方日数 (数量)

薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数 (数量) を減数 (減量) することを可能とする。但し処方日数 (数量) をゼロにはできない。

・1回または月1回服用するビスホスホネート製剤等の処方日数変更などの処方日数の適正化

・「1日おきに服用」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化

・処方日数 (減量) の場合は、数日分の余裕をもって調整・調剤を行って下さい。

※残薬調整を行った場合は、変更内容の送信のみではなく、服薬情報提供書を用いて残薬が生じた理由に関する情報提供をお願いします。この報告がない場合は、次回診療時に患者に不利益が生じることもあり得るため厳守してください。服薬情報提供書はホームページからダウンロード可能です。

(3) 用法

①薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

・医師了解のもとで処方されている漢方薬、制吐剤（ナゼリン等）、EPA 製剤の「食後処方」（※食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明する）

・H2 ブロッカー、抗アレルギー剤の「朝・夕食後」

②外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については患者に使用部位を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

(4) 一包化・粉碎・混合調剤

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、患者に十分な説明を行ったうえ調剤可能とする。但し、一包化・粉碎・混合加算を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること。

(5) 疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り処方医に疑義照会を行うこと。

①外用薬で剤形を変更する場合（但し貼付薬を除く）

②患者の希望等により処方内容や処方日数（数量）を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合を含む。

③「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合

④その他、必要と判断した事項

(6) 処方医への情報提供の方法

①上記の「(1) 変更調剤」「(3) 用法・用量」「(4) 一包化・粉碎・混合調剤」については、初回の処方時に限り処方医に情報提供を行う。

②上記の「(2) 処方日数（数量）」において疑義照会の簡素化を行った場合は、調剤後速やかに変更内容を FAX により処方医に情報提供を行う。

③処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を処方医に提示する旨を徹底する。

FAX：0859-30-0223（医事課）

◆ プロトコール（令和2年8月作成）

医療法人養和会 養和病院